

新旧対照表

【関税率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 12 節 特定用途免税</p> <p>(標本、参考品、学術研究用品等の特定用途免税)</p> <p>15 - 1 法第 15 条第 1 項第 1 号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条((学校の範囲))、<u>第 124 条</u>((専修学校))、<u>第 134 条</u>((各種学校))及び<u>同法附則第 3 条</u>((従前の学校))に規定する学校をいう。</p> <p>~ (省略)</p> <p>「学術研究用品」については、その本体とともに、予備部分品、附属品、消耗品等が輸入される場合には、それらが当該本体の使用上必要と認められる範囲内のものであれば、当該本体一体のものとして取り扱つて差し支えない。ただし、その本体とは別に輸入されるそれらの予備部分品等に本号を適用する場合には、それら予備部分品等について同号に規定する要件（新規発明品又は国産困難なもの）を満たしていることを要するものとする。</p> <p>(省略)</p> <p>令第 17 条第 1 号にいう「学校教育法附則第 3 条第 1 項に規定する学校」とは、廃止前の青年学校令、中学校令、師範教育令、専門学校令、高等学校令、大学令、盲学校及び聾啞学校令、幼稚園令等の規定による青年学校、中学校、高等女学校、各種専門学校、師範学校、高等学校、各種の大学、盲学校、ろうあ学校、幼稚園等をいう。</p> <p>令第 17 条第 3 号にいう「学校教育法<u>第 124 条</u>に規定する専修学校又は<u>第 134 条第 1 項</u>に規定する各種学校」とは、<u>幼稚園</u>、<u>小学校</u>、<u>中学校</u>、<u>高等学校</u>、<u>中等教育学校</u>、<u>特別支援学校</u>、<u>大学</u>及び<u>高等専門学校</u>以外のもので、学校教育に類する教育を行うものをいい、音楽学校、美術学校、神学校、栄養学校等がこれに属する。</p> <p>令第 17 条第 4 号にいう「大学共同利用機関」とは、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）別表第二の第二欄に掲げる研究分野について、大学における学術研究の発展等に資するために設置される大学の共同利用の研究所をいい、大学共同利用機関法人間文化研究機構、大学</p>	<p style="text-align: center;">第 12 節 特定用途免税</p> <p>(標本、参考品、学術研究用品等の特定用途免税)</p> <p>15 - 1 法第 15 条第 1 項第 1 号(<u>標本、参考品、学術研究用品等の特定用途免税</u>)の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条((学校の範囲))、<u>第 82 条の 2</u>((専修学校))、<u>第 83 条</u>((各種学校))及び<u>第 98 条</u>((従前の学校))に規定する学校をいう。</p> <p>~ (同左)</p> <p>「学術研究用品」については、その本体とともに、予備部分品、附属品、消耗品等が輸入される場合には、それらが当該本体の使用上必要と認められる範囲内のものであれば、当該本体一体のものとして取り扱つて差し支えない。ただし、その本体とは別に輸入されるそれらの予備部分品等に本号を適用する場合には、それら予備部分品等について同号に規定する要件（新規発明品又は国産困難なもの）を満たしていることを要するものとする。</p> <p>(同左)</p> <p>令第 17 条第 1 号(<u>国等以外の者が経営する学校</u>)にいう「学校教育法<u>第 98 条第 1 項</u>に規定する学校」とは、廃止前の青年学校令、中学校令、師範教育令、専門学校令、高等学校令、大学令、盲学校及び聾啞学校令、幼稚園令等の規定による青年学校、中学校、高等女学校、各種専門学校、師範学校、高等学校、各種の大学、盲学校、ろうあ学校、幼稚園等をいう。</p> <p>令第 17 条第 3 号(<u>私立の専修学校又は各種学校の指定</u>)にいう「学校教育法<u>第 82 条の 2</u>に規定する専修学校又は<u>第 83 条第 1 項</u>に規定する各種学校」とは、<u>小学校</u>、<u>中学校</u>、<u>高等学校</u>、<u>大学</u>、<u>特別支援学校</u>及び<u>幼稚園</u>以外のもので、学校教育に類する教育を行うものをいい、音楽学校、美術学校、神学校、栄養学校等がこれに属する。</p> <p>令第 17 条第 4 号(<u>大学共同利用機関</u>)にいう「大学共同利用機関」とは、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）別表第二の第二欄に掲げる研究分野について、大学における学術研究の発展等に資するために設置される大学の共同利用の研究所をいい、大学共同利用機関法人間文</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>共同利用機関法人自然科学研究機構、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構及び大学共同利用機関法人情報・システム研究機構がこれに属する。</p> <p>令第17条第5号にいう「私立博物館」とは、日本赤十字社、日本放送協会、民法（昭和29年法律第89号）第34条((公益法人の設立))の規定による法人又は宗教法人によって設置され、博物館法の規定によつて都道府県教育委員会に登録したものをいう。</p> <p>令第18条第1項又は第2項の規定により学校長又は施設の管理者から指定の申請があつた場合には、次の要領により、申請に係る公益性、永続性等について調査をし、指定の可否についての意見その他参考事項を付記して本省に進達する。</p> <p>イ（省略）</p> <p>□ 同条第2項の規定による申請書を進達する場合の取扱い等は、次による。</p> <p>(1) 図書館については、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第2項((定義))によつて設置されたものに限る。</p> <p>(ロ)～(ハ)（省略）</p> <p>（省略）</p> <p>令第19条第1項の書面は、「標本・学術研究用品等・寄贈物品免税明細書」(T-1220)とし、2通（原本、事後確認用）(会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。(関税法基本通達7-4参照))を輸入（納税）申告書に添付して提出させる。この場合において、受理税関官署と当該貨物の使用場所の所在地を所轄する税関官署とが異なるときは、うち1通（事後確認用）を当該貨物の所在地を所轄する税関官署へ送付する。</p> <p>本号を適用して免税としたもの及び免税申請があつたもので課税扱いとしたもののうち、他税關の参考となる事例については、「国産困難認定実績表」(T-1325)により、速やかに他税關及び本省へ送付する。</p>	<p>化研究機構、大学共同利用機関法人自然科学研究機構、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構及び大学共同利用機関法人情報・システム研究機構がこれに属する。</p> <p>令第17条第5号((私立博物館))にいう「私立博物館」とは、日本赤十字社、日本放送協会、民法（昭和29年法律第89号）第34条((公益法人の設立))の規定による法人又は宗教法人によつて設置され、博物館法の規定によつて都道府県教育委員会に登録したものをいう。</p> <p>令第18条第1項((私立の専修学校又は各種学校の指定の申請に係る手続))又は第2項((博物館等の指定の申請に係る手続))の規定により学校長又は施設の管理者から指定の申請があつた場合には、次の要領により、申請に係る公益性、永続性等について調査をし、指定の可否についての意見その他参考事項を付記して本省に進達する。</p> <p>イ（同左）</p> <p>□ 同条第2項の規定による申請書を進達する場合の取扱い等は、次による。</p> <p>(1) 図書館については、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第2項((定義))によつて設置されたものに限る。</p> <p>(ロ)～(ハ)（同左）</p> <p>（同左）</p> <p>令第19条第1項((標本、参考品及び学術研究用品の免税の手続))の書面は、「標本・学術研究用品等・寄贈物品免税明細書」(T-1220)とし、2通（原本、事後確認用）(会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。(関税法基本通達7-4参照))を輸入（納税）申告書に添付して提出させる。この場合において、受理税関官署と当該貨物の使用場所の所在地を所轄する税関官署とが異なるときは、うち1通（事後確認用）を当該貨物の所在地を所轄する税関官署へ送付する。</p> <p>本号を適用して免税としたもの及び免税申請があつたもので課税扱いとしたもののうち、他税關の参考となる事例については、「国産困難認定実績表」(T-1325)により、速やかに他税關及び本省へ送付する。</p>